

保護者等・学費負担者が災害救助法適用地域に在住の皆様へ

台風 25 号に係る災害に伴う学費等減免申請 および災害による家計急変申請のご案内

この度は台風による被害に遭われ、心からお見舞い申し上げます。
今回の災害について、早稲田大学では皆様から被害状況をご報告いただくとともに、被害状況に応じて学費等減免および災害による家計急変が適用される場合がありますので、ご案内をいたします。

つきましては以下をお読みいただき、申請を希望される方は高等学院事務所までご連絡下さい。

1.学費等減免・災害による家計急変の申請について

以下の災害救助法適用地域に保護者等・学費負担者が在住している方は、被害状況に応じて学費等減免および災害による家計急変の対象となる場合があります。（免除額は被害（半壊以上）、収入状況により異なります。また、学費負担者が適用地域に居住の場合に限られます）。

申請を希望される場合は、10月23日（金）までに高等学院事務所へ被害状況を連絡いただき、案内を受けてください。

連絡先：gakuseki61@list.waseda.jp（高等学院事務所）

締切期日：（被害状況の報告）：10月23日（金）

（学費等減免申請）：10月30日（金）

2.適用地域（2026年9月21日公表）

都道府県	市区町村
千葉県	銚子市（ちょうし）、木更津市（きさらづし）、野田市（のだし）、成田市（なりたし）、旭市（あさひし）、勝浦市（かつうらし）、流山市（ながれやまし）、鴨川市（かもがわし）、君津市（きみつし）、富津市（ふつつし）、袖ヶ浦市（そでがうらし）、南房総市（みなみぼうそうし）、匝瑳市（そうさし）、香取市（かとりし）、いすみ市（いすみし）、栄町（さかえまち）、神崎町（こうぎきまち）、横芝光町（よこしばひかりまち）、睦沢町（むつざわまち）、長生村（ちょうせいむら）、長南町（ちょうなんまち）、大多喜町（おおたきまち）、御宿町（おんじゆくまち）、鋸南町（きよなんまち）
東京都（1町）	大島町

なお、令和8年8月 13 日からの大雨に伴う災害において、災害救助法の適用を決定した千葉県の市 町については、令和8年台風第 25 号に伴う災害により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和8年台風第 25 号に伴う災害においても災害救助法が適用されています。

都道府県	市区町村
千葉県	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、船橋市（ふなばしし）、館山市（たてやまし）、松戸市（まつどし）、茂原市（もばらし）、佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、八千代市（やちよし）、我孫子市（あびこし）、鎌ヶ谷市（かまがやし）、四街道市（よつかいどうし）、八街市（やちまたし）、印西市（いんざいし）、白井市（しろいし）、大網白里市（おおあみしらさとし）、白子町（しらこまち）、長柄町（ながらまち）、富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、酒々井町（しすいまち）、九十九里町（くじゅうくりまち）

以上
早稲田大学高等学院事務所
奨学金担当